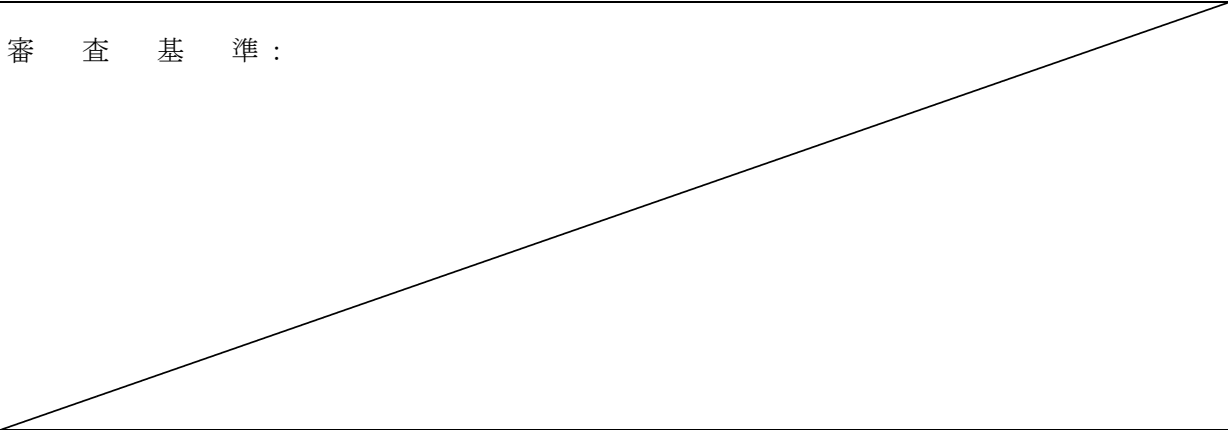


審 査 基 準

平成 1 9 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 警 備 業 法
根 拠 条 項 : 第 4 2 条 第 3 項 において 準 用 する 第 2 2 条 第 6 項
処 分 の 概 要 : 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 再 交 付
原 権 者 (委 任 先) : 佐 賀 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 警 備 業 法 施 行 規 則 第 6 3 条 、 第 4 3 条 第 3 項 (機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 再 交 付 の 申 請)
審 査 基 準 : 
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日
申 請 先 : 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け た 警 察 署 の 生 活 安 全 課 又 は 生 活 安 全 ・ 刑 事 課
問 い 合 わ せ 先 : 警 察 本 部 生 活 安 全 部 生 活 安 全 企 画 課 営 業 係 (電 話 0952-24-1111 内 3033) 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け た 警 察 署 又 は 住 所 地 を 管 轄 する 警 察 署 の 生 活 安 全 課 又 は 生 活 安 全 ・ 刑 事 課
備 考 : 令 和 元 年 10 月 15 日 改 訂